

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス: 中国 2006 年第3四半期 GDP の注目点

19 日、中国の第3四半期 GDP が発表された。対前年同期比で 10.4%と第2四半期の 11.3%から 0.9%減速した。これを受けて、中国は過熱抑制に成功し経済はソフトランディングするとの見方が強まっている。なお、正式に公表されている指標は1～9月の累積ベースの GDP で、これは前年同期比 10.7%の伸びとなっている。経済指標を累積ベースで発表するのは、経済を企業の収益目標の進捗状況のように管理するというイメージだが、計画経済の名残であろう。しかし最近では統計局の記者会見などで四半期ベースの指標も合わせ言及されるようになった。

その内訳はどうだろうか？これについては、いつもの中国独自の言い回しで、「三落一穩」、即ち GDP 成長率の減速、鉱工業生産の伸びの鈍化、固定資産投資の伸びの鈍化、そして貨幣供給・貸出の伸び率の安定を実現できたと誇らしげに評価している。また、こうした中で、投資主導から消費主導への転換という狙い通りに消費は所得増を背景に好調に推移し、物価も安定している。問題といえば増値税輸出還付率引下げなどの措置にもかかわらず輸出が依然好調なことだけだろう。

また、電力消費が景気鈍化の中でも増加したことについては、農業、サービスの伸びと猛暑による民間の電力使用増が背景で不自然さはないと、わざわざ付言している。これは90年代後半の景気後退期に、電力使用量の大幅減の中で GDP 統計がさほど低迷しなかったことで GDP 統計の信憑性が疑われた経験を踏まえ、今次統計の正確性を担保しようとするものだろう。

今回の GDP のもうひとつのトピックスは、国家統計局長の邱曉華氏の解任だ。江沢民前政権に近い上海閥が関与した社会保障基金疑惑によるもので、陳良宇 上海市前共産党委員会書記の解任に続く一連の動きであるが、同氏が国家統計局長であったことから過去に統計操作があったのではないかと噂も報じられている。

しかし、政権の維持を意識した GDP 統計の操作疑惑はわが国を含め先進諸国でもしばしば聞かれることである。累積でない四半期統計の開示に合わせ資本主義化、市場化が進んでいると解釈すべきだろうか。しかし、指標が示す経済状態は良好であり、今後暫くは中国を巡る主要な関心事は政治ということになるのだろう。

1-9 月の中国主要経済指標(国家統計局による速報値)

		1-3月	1-6月	1-9月
国内総生産(GDP)	億元 (対前年比%)	43,313 (10.3%)	91,443 (10.9%)	141,477 (10.7%)
工業生産(付加価値ベース)	億元 (対前年比%)	17,822 (16.7%)	39,680 (17.7%)	62,221 (17.2%)
固定資産投資	億元 (対前年比%)	13,908 (27.7%)	42,371 (29.8%)	71,942 (27.3%)
社会消費財小売総額	億元 (対前年比%)	18,440 (12.8%)	36,448 (13.3%)	46,442 (13.5%)
輸出	億米ドル(対前年比%)	1,973 (26.6%)	4,286 (25.2%)	6,912.3 (26.5%)
輸入	億米ドル(対前年比%)	1,740 (24.8%)	3,671 (21.3%)	5,813.8 (21.7%)
貿易収支	億米ドル	233	614	1,099
対内直接投資(実績ベース)	億ドル(対前年比%)	142 (6.4%)	284 (-0.5%)	426 (-1.5%)
消費者物価指数	前年同期=100	102.0	101.3	101.3
原材料・燃料・動力購入価格指数	前年同期=100	106.5	106.1	106.3
工業品出荷価格指数	前年同期=100	102.9	102.7	102.9
70大中都市不動産販売価格指数	前年同期=100	105.5	105.6	105.6
一人当たり可処分所得(都市)	元 (対前年比% 実質ベース)	3,293(10.8%)	5,997(10.2%)	8,799(10.0%)
一人当たり純収入(農村)	元 (対前年比%)	1,094(11.5%)	1,797(11.9%)	2,762(11.4%)
外貨準備残高(期末)	億ドル	8,751	9,411	9,879

(出所)弊行 北京支店作成

(中国業務支援室 情報開発チーム 國枝康雄)

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●国務院 12 省に新規着工プロジェクトの査察チーム派遣

本年 6 月より施行された「国務院弁公庁新規着工プロジェクト整理・監査に関する通知」の実施状況を検査する為、このほど国家発展改革委員会等 8 部門が共同で山東省、江蘇省、河北省、河南省、安徽省、四川省、内モンゴル自治区、遼寧省、浙江省、吉林省、江西省、湖南省の 12 の省に 6 つの査察チームを派遣した。同チームは今月末まで、政府の新規着工プロジェクトの認可状況等について検査を行う予定。

検査のポイントは、①産業政策との適合性、②地方政府のプロジェクト審査権限の合法性、③土地審査の適法性、④高汚染業種の環境アセスメント実施、⑤貸出審査基準の遵守、⑥石炭等鉱山プロジェクトの安全監督管理の 6 点。

2. 産業

●発展改革委員会「セメント産業発展政策」発表

国家発展改革委員会は 19 日付で「セメント工業産業発展政策」と「セメント工業発展専門計画」を発表した。セメント業界が抱える過剰生産、技術水準の劣後、資源・エネルギーの浪費、汚染等の問題解決を図る。

「発展政策」の概要：①新規生産ラインは 30 年以上の資源採掘保証の取得を要し、粉砕設備の規模が年産 60 万トン以上、②日産 2,000 トン以下の新型乾燥式の生産設備を制限、③総投資額 1 億米ドル以上のプロジェクトは国家発展改革委員会の審査認可が必要。

「専門計画」における目標：①2010 年迄に新型乾燥式セメントの割合を 70%に普及、②技術設備、エネルギー消費、環境保護水準を中進国レベルに向上。2020 年迄に産業集約度を向上、国際競争力を強化、③企業数を現在の 5,000 社から 2,000 社に淘汰。生産能力 3,000 万トン以上の企業を 10 社、500 万トン以上を 40 社に集約。

●「土地譲渡金収支管理弁法」を検討中

国土資源部の担当者によると、土地管理強化と地方政府の綱紀粛正の一環として「土地譲渡金収支管理弁法」のドラフトが国務院に提出されたという。具体的には、①土地使用税を 2 倍に引上げ、②地方政府の土地譲渡金収入を全額地方財源に組み入れ、③土地譲渡金収入の 15%を農地再開発に利用、等の内容が盛り込まれている模様。

3. 貿易・投資

●中国 対内・対外直接投資ともに活発

国連貿易開発会議の委託を受けて、商務部投資事務促進局は 16 日、「2006 年世界投資報告」を発表した。同報告によると、2005 年の世界の対外直接投資は前年比 29%増の 9,160 億米ドルに達した。投資受入国の内訳は、先進国 59%、発展途上国 36%、南東欧・CIS4%で、最大の受入国は英国、次いで米国、中国の順となっている。

一方、発展途上国の対外直接投資も活発で、2005 年の投資額は史上最高の 1,200 億米ドルを記録、うち中国は 122.6 億米ドルに上る。中国の対外直接投資は 2002 年から 2005 年の 4 年間で、年平均 65.6%増の勢いで伸び、2006 年 6 月末の累計額は 636 億米ドル、投資実行企業数は 9,900 社以上、投資先は 170 ヶ国・地域に亘る。

●所得税の 1 本化 月末に全人代で審議

消息筋によると、内資・外資企業の所得税統一法案は基本的に既に国務院を通過し、10 月末に全国人民代表大会常務委員会で審議される見通しという。統一後の税率は 25~27%との見方が太宗。なお、改正税法は 5 つの統一、即ち、法律、税率、税前控除項目と控除基準、優遇政策（全体的に優遇政策は減少）、徴税管理の内資・外資への適用統一を図るもの。

4. 金融・為替

●人民銀行 インドネシア中銀との通貨交換協定枠拡大

中国人民銀行は 17 日、インドネシア中銀との通貨交換協定の枠を従来の 20 億米ドルから 40 億米ドルに大幅に拡大した。同通貨交換協定は 2003 年 12 月に締結されたもので、インドネシアの短期流動性資金が不足した場合、インドネシア中銀は人民銀行より米ドル資金の融資を受けることが出来る。

専門家は、今回の枠の拡大は中国がアジア域内の金融安定に果たす役割と、人民元のアジア通貨における主導権の強化を図ろうとすることを反映したものと見ている。また、今後のアジア域内の金融協力体制構築の為に、域内の通貨基金、共通通貨単位の設立や相場協調体制、貿易決済体制の確立を提案した上で、昨年 1 月から人民銀行とロシア中銀との協定の下で国境地区での決済通貨として従来の米ドルに人民元、ルーブルが追加され、モンゴル、ベトナム、ミャンマー等隣国との辺境貿易では人民元が実質的に主要決済通貨となっていることを挙げ、今後域内での人民元の影響力が高まることも予想されると報じている。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、10 月中旬に公布または施行された二つの法令を取りあげました。

[規則] ○「セメント工業産業発展政策」(国家発展改革委員会令第 50 号、2006 年 10 月 17 日発布・実施) ●「小売業者納入業者公正取引管理弁法」(商務部、国家発展改革委員会、公安部、国家税務総局、国家工商行政管理総局 2006 年第 17 号令、2006 年 10 月 12 日公布、同年 11 月 15 日施行)	セメント工業の中長期の発展方針を示したものの。2008 年までに年産 20 万トン以下で環境保護、セメントの質量等の基準を満たしていない企業を淘汰、2010 年までに新型乾式工法を 70% 以上に普及、2020 年までに企業数を現在の 5 千社から 2 千社に減少、かつ年産 3 千万トン以上の企業を 10 社、年産 500 万トン以上の企業を 40 社育成など。 下記をご参照。
--	--

●小売業者と納入業者の取引に関する規則が公布される

小売業者と納入業者の取引に関する初めての規則が公布された。これは、小売業者が優越的地位を利用して、納入業者に対して不公正な取引を要求することを規制するものだ。昨年来、商務部で草案が検討され、今年 3 月に商務部から関係部門に送付されていたもので、それらの同意を得て公布された。草案と比べると、小売業者に対する規制の中身がやや弱くなったが、それでもかなりの牽制になると思われる。

(草案の概要については、本誌 5 月 17 日号をご参照。)

日系の消費財メーカー、卸売企業も、百貨店や大手スーパー、量販店との取引では各種の名目で費用を徴収され、あるいは代金支払いを送らせられるなど無理を強いられていることから、この弁法は朗報と言える。主な内容は、次のとおり。

1. 適用対象となる小売業者、納入業者

小売業者は、工商行政管理部門に登録し、直接消費者に商品を販売する業者で、年間販売額が 1 千万元以上の企業及びその支店。チェーン企業はチェーン店の販売額を含む。

納入業者は、直接小売業者に商品・関連サービスを提供する企業とその支店、個人業者で、メーカー、卸売業者及びその他の仲介業者を含む。

2. 小売業者の禁止行為

1) 優越的地位の濫用の禁止(注: 項目名は筆者、以下同じ)

- ① 納入業者と特定商品の納入契約を結び、商品の特定規格、型番、支払方法等について同意した後、その商品の受取を拒絶すること。ただし、納入業者に責任があるか、または納入業者の同意を得て小売業者がそれによって発生する損失の負担を引き受ける場合を除く。

- ②納入業者に対し、事前に取り決めていない商品の損耗責任の引受を要求すること。
- ③商品の撤去について事前に取り決めていないか、事前に取り決めた撤去条件に合わないのに、正当な理由なく撤去すること。ただし、小売業者が法律・法規または行政機関の法による行政決定にもとづいて撤去する場合を除く。
- ④納入業者に対して無条件でリベートを強要すること、または一定の販売額の達成をリベートの前提とすることを取り決め、その販売額に未達なのにリベートを取ること。

2) 公正な競争を妨害する行為の禁止

- ①納入業者に対して、直接消費者、その他の経営者に販売する商品の価格を制限すること。
- ②納入業者に対して、他の小売業者への商品納入または販売サービス提供を制限すること。

3) 納入業者の従業員等の不当使用の禁止

納入業者に対し、小売業者の経営場所に人を派遣してサービスを提供するよう要求すること。ただし、次の場合を除く。

- ①納入業者の同意を得、かつ派遣者が納入業者の納入した商品と関係する販売サービス業務にのみ従事する場合。
- ②納入業者と協議し、派遣者の業務内容、労働時間、業務期限等の条件について合意し、かつ派遣者の必要な費用を小売業者が負担する場合。

4) 不当な返品禁止

- ①小売業者の原因で商品を汚損、毀損し、変質させ、または期限を過ぎて引取を要求し、しかも納入業者の損失を負担しないこと。
- ②在庫調整、販売場所の改造、商品陳列棚の交換等の理由で商品の引取を要求し、しかも納入業者の損失を負担しないこと。
- ③特売期間中に商品を低価で仕入れ、特売期間終了後に残った商品を正価で返品すること。

5) 不当な費用徴収の禁止

- ①契約の締結または更新のために徴収する費用。
- ②国の関係規定に従って商品バーコードを取得し、小売業者の経営場所内で正常に使用する納入業者に対して店内バーコードを購入するよう要求して徴収する費用。
- ③店内バーコードを使用する納入業者から徴収する、実際の原価を上回るバーコード費用。
- ④店舗改造・改装の際に、納入業者から徴収する、納入業者の特定商品の専用販売区域でない改装・装飾費。
- ⑤販促サービスを提供せず、祝日慶賀、開店記念慶賀、新規開店、新装開店、企業上場、合併等の名目で徴収する費用。
- ⑥販売商品と直接の関係がない、小売業者自身が負担すべきその他の費用、またはサービスを提供せずに徴収するその他の費用。

なお、販促サービス費の徴収については、「事前¹に納入業者の同意を得て、契約を結び、提供するサービスの項目、内容、期限、費用徴収の項目、基準、金額、用途、方法及び違約責任等の内容を明確に取り決めなければならない。」とされている。

3. 代金支払期限及び小売業者の代金支払遅延の禁止

1) 代金支払期限

「小売業者と納入業者は、商品の属性に応じて契約に代金の支払期限を明確に取り決めなければならない。ただし、取り決める支払期限は最長でも商品受取後 60 日を超えてはならない。」

2) 小売業者の代理販売における検査の拒絶禁止

「小売業者が代理販売方式で商品を販売する場合、納入業者は小売業者が未払の商品の販売状況を検査、確認する権利を有する。小売業者は利便条件を提供しなければならず、拒絶してはならない。」

3) 小売業者が支払を遅らせる理由にできないこと

- ① 納入業者の個別商品が期日どおりに納入されないこと。
- ② 納入業者の個別商品の返品・交換の手続きが未了であること。
- ③ 納入業者の納入した商品の販売額が小売業者の定める金額に未達であること。
- ④ 納入業者と小売業者の商品納入契約の更新が未了であること。
- ⑤ 小売業者が提起した公平の原則に反するその他の事由。

4. 納入業者の禁止行為

- ① 小売業者に対して、未注文の商品の抱き合わせ販売を強要すること。
- ② 小売業者に対して、他の納入業者の商品の販売を制限すること。

5. 行政機関による監督・管理、行政機関への告発、罰則

1) 行政機関による監督・管理

「各地の商務、価格、税務、工商等の部門は、法律・法規及び本弁法に従って、各自の職責の範囲内で本弁法に定める行為に対して監督・管理を行う。犯罪の疑いがある場合は、公安機関が法により調査・処分を行う。」

2) 行政機関への告発

「本弁法の規定に違反する行為に対しては、如何なる単位・個人も上記の部門(注:上記1)の部門)に告発することができる。関係部門は、告発を受けた後、法により調査・処分を行わなければならない。」

3) 罰則

「小売業者または納入業者が本弁法の規定に違反したとき、法律・法規に規定がある場合はその規定に従い、規定がない場合には更正を命じる。違法所得がある場合は、違法所得の 3 倍以下の罰金に処することができるが、ただし最高は 3 万円を超えない。違法所得がない場合は、1 万円以下の罰金に処することができる。合わせて、社会に公告を行うことができる。」

以上

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.10.16	7.9100	7.9020~7.9135	7.9098	0.0083	6.6300	0.0045	1.01600	0.0018	9.8991	-0.0249	1.9810	1860.68	-14.29
2006.10.17	7.9070	7.9062~7.9115	7.9082	-0.0016	6.6402	0.0102	1.01610	0.0001	9.9086	0.0095	2.0000	1852.95	-7.73
2006.10.18	7.9070	7.9058~7.9088	7.9077	-0.0005	6.6639	0.0237	1.01575	-0.0004	9.9147	0.0061	2.4800	1877.14	24.19
2006.10.19	7.9090	7.9066~7.9119	7.9102	0.0025	6.6651	0.0012	1.01563	-0.0001	9.9400	0.0253	2.2000	1882.56	5.42
2006.10.20	7.8990	7.8980~7.9045	7.9025	-0.0077	6.6760	0.0109	1.01495	-0.0011	9.9789	0.0389	2.4800	1880.67	-1.89

トピックス

【16日】

- 夏斌 国務院発展研究センター金融研究所所長は14日、人民元相場を穏やかなペースで上昇させる方針を堅持すべきであるとし、上昇ペースは年2~3%が非常に良いとの見解を示した。
- 呉曉靈 中銀副総裁は14日、追加利上げをするかどうかは経済情勢次第だが、大幅な政策変更を行う可能性は小さいとの見解を示した。
- 馬凱 国家発展改革委員会主任は、鉄鋼、アルミ、自動車といった一部産業セクターのやみくもな拡大を防ぐ取り組みが効果を始めているとの見解を示した上で、固定資産投資や信用の伸びは、依然急過ぎると指摘し、経済政策の優先課題は引き続き新規投資プロジェクトの抑制であるとした。
- 商務部は、1~9月の海外から中国への外国直接投資(FDI、実行ベース)は前年同期比▲1.52%の425億9000万米ドル、9月単月では前年同月比+2.72%の54億米ドルになったと発表した。

【17日】

- 易綱 中銀総裁補佐は、人民元の上昇圧力に対し、漸進的な上昇を容認する方針を維持することで応えていくとの見解を示した。

【18日】

- 新華社が報じたところによると、曾培炎 副首相は閣議で、国内住宅価格の伸びは鈍化しているが、今後も不動産価格の抑制策を継続するとの意向を示した。
- 温家宝 首相は、最近の投資や信用の伸び鈍化は持続的なものと判断するには早過ぎるとして、銀行の貸し出しや土地供給に対する引き締め措置を継続する方針を示した。

【19日】

- 国家統計局は、2006年1~9月GDPが前年同期比+10.7%、第3四半期のGDPは前年同期比+10.4%(第2四半期:同+11.3%)となったと発表した。報道官は第4四半期の同国経済について、現在の傾向を維持するとの見通しを示した。また、9月鉱工業生産は前年同月比+16.1%、小売売上高は同+13.9%、CPIは同+1.5%、PPIは同+3.5%、都市部固定資産投資は同+23.6%となった。同局は声明の中で「中国経済の大きな問題は、マクロ規制面の管理による成果をさらに高める必要があることや、構造的な矛盾が依然として際立っていること、一部地域で自然災害の影響が深刻で、資源や環境が強い圧力をもたらしていることだ」「中央政府の政策を慎重に実施しマクロ面の管理を強化し構造改革を推進すれば、経済は着実に高い成長を維持するだろう」とした。

RMB レビュー&アウトルック

- 先週の人民元は狭いレンジでの取引に終始した。週初は 7.9135 の週間安値をつけ、その後は方向感の無いまま 7.90 台後半で膠着模様となった。20 日には、中銀が毎朝発表する基準値が昨年 7 月の切上げ実施後の最高値 7.8995 となり、また一時 7.8980 をつけるなど動向が注目されたが、結局 7.9025 まで緩んで越週した。中国の外貨準備高は 9 月末時点で 9,879 億ドルとなり、今月いよいよ 1 兆ドルの大台乗せが濃厚となっている。中銀による人民元売り介入の歪みや限界に関する議論が再燃し、人民元上昇圧力への波及も想定される。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。